

安心して出産・育児を行える環境を整えるため、
一般不妊治療費(人工授精)を一部助成します！

基本目標1 「出産・子育ての希望をかなえる」



| | |
|-----|-------------------|
| 事業名 | 不妊治療費助成事業 |
| 事業費 | 3,000,000円(令和4年度) |

【事業概要】

不妊治療を受けようとする夫婦の経済的負担の軽減を目的として、医療保険適用外の一般不妊治療(人工授精)の治療に要した費用の助成を行います。

【対象者】

医療保険各法に基づく給付の対象とならない一般不妊治療(人工授精)を受けた夫婦(事実婚も含む。)で、以下の要件をすべて満たす方

- 夫婦の両方かどちらかが、申請の日まで1年以上継続して志免町に住民登録があること
- 不妊治療を受けなければ妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること
- 助成対象となる治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- 夫及び妻が医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者であること
- 他の市町村から助成を受けていないこと

【助成額及び助成回数】

- 対象となる治療に要した費用のうち**2分の1**の額で**5万円**を上限に助成
※1円未満は切り捨て
- 助成回数は、夫婦1組につき1回限り